認　定　書

国住指第 1164-1 号
平成 26 年 9 月 14 日

日立機材株式会社
代表取締役社長　笠原　伸泰　様
株式会社メタルフォージ
代表取締役社長　杉野　安彦　様

国土交通大臣　　太田　昭宏

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
   MSTL－0451

2. 認定をした構造方法等の名称
   ハイリング工法の貫通孔補強金物に用いる鍛造品鋼材　HFW490rm

3. 認定をした構造方法等の内容
   別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

写

指　定　書

国住指第 1164-2 号
平成 26 年 9 月 [illegible]4 日

日立機材株式会社
代表取締役社長　笠原　伸泰　様
株式会社メタルフォージ
代表取締役社長　杉野　安彦　様

国土交通大臣　　太田　昭宏

下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号、第二第二号、第三第二号及び第四第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1.　認定番号
MSTL－0451

2.　認定をした構造方法等の名称
ハイリング工法の貫通孔補強金物に用いる鍛造品鋼材　HFW490rm

3.　指定する数値

(1)許容応力度の基準強度　　325　N/mm^2

(2)溶接部の許容応力度の基準強度　　325　N/mm^2

(3)材料強度の基準強度　　325　N/mm^2
上記の数値の 1.0 倍以下までの数値

(4)溶接部の材料強度の基準強度　　325　N/mm^2
上記の数値の 1.0 倍以下までの数値

(注意)この指定書は、大切に保存しておいてください。

写

認　定　書

国住指第 1677-1 号
平成 29 年 10 月 6 日

センクシア株式会社
代表取締役社長　笠原　信泰 様
近江鍛工株式会社
代表取締役社長　坂口　康一 様

国土交通大臣　　石井　啓一

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
   MSTL－0515
2. 認定をした構造方法等の名称
   ハイリング工法の貫通孔補強金物に用いる鍛造品鋼材　HFW490ro2
3. 認定をした構造方法等の内容
   別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

指　定　書

国住指第 1677-2 号
平成 29 年 10 月 6 日

センクシア株式会社
代表取締役社長　笠原　信泰 様
近江鍛工株式会社
代表取締役社長　坂口　康一 様

国土交通大臣　　石井　啓一

下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号、第二第二号、第三第二号及び第四第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号
MSTL－0515

2. 認定をした構造方法等の名称
ハイリング工法の貫通孔補強金物に用いる鍛造品鋼材　HFW490ro2

3. 指定する数値

許容応力度の基準強度	325N/㎟
溶接部の許容応力度の基準強度	325N/㎟
材料強度の基準強度	325N/㎟ （上記の数値の 1.1 倍以下までの数値）
溶接部の材料強度の基準強度	325N/㎟ （上記の数値の 1.1 倍以下までの数値）

（注意）この指定書は、大切に保存しておいてください。

写

認　定　書

国住指第　1752　号
令和 2 年 10 月 16 日

センクシア株式会社
代表執行役　執行役社長　笠原　伸泰 様
東洋産業株式会社
代表取締役社長　加藤　雄二 様

国土交通大臣　　赤羽　一嘉

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
   MSTL－0544

2. 認定をした構造方法等の名称
   鉄骨梁貫通孔補強に用いる鍛造品鋼材　HR490ts

3. 認定をした構造方法等の内容
   別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

写

指　定　書

国住指第 1752-2 号
令和 2 年 10 月 16 日

センクシア株式会社
代表執行役　執行役社長　笠原　伸泰 様
東洋産業株式会社
代表取締役社長　加藤　雄二 様

国土交通大臣　　赤羽　一嘉

下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号、第二第二号、第三第二号及び第四第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号
   MSTL－0544

2. 認定をした構造方法等の名称
   鉄骨梁貫通孔補強に用いる鍛造品鋼材　HR490ts

3. 指定する数値

許容応力度の基準強度	325N/mm^2
溶接部の許容応力度の基準強度	325N/mm^2
材料強度の基準強度	325N/mm^2 (上記の数値の 1.1 倍以下までの数値)
溶接部の材料強度の基準強度	325N/mm^2 (上記の数値の 1.1 倍以下までの数値)

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。

写

認　定　書

国住指第 3342 号
令和 3 年 2 月 24 日

センクシア株式会社
代表執行役 執行役社長　笠原　伸泰 様
タンレイ工業株式会社
代表取締役　髙橋　直之 様

国土交通大臣　　赤羽　一嘉

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
   MSTL－0548

2. 認定をした構造方法等の名称
   鉄骨梁貫通孔補強に用いる鍛造品鋼材 HR490tk

3. 認定をした構造方法等の内容
   別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

写

指　定　書

国住指第 3342-2 号
令和 3 年 2 月 24 日

センクシア株式会社
代表執行役 執行役社長　笠原　伸泰 様
タンレイ工業株式会社
代表取締役　髙橋　直之 様

国土交通大臣　　赤羽　一嘉

下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号、第二第二号、第三第二号及び第四第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号
   MSTL－0548

2. 認定をした構造方法等の名称
   鉄骨梁貫通孔補強に用いる鍛造品鋼材 HR490tk

3. 指定する数値

許容応力度の基準強度	325N/mm^2
溶接部の許容応力度の基準強度	325N/mm^2
材料強度の基準強度	325N/mm^2 （上記の数値の 1.1 倍以下までの数値）
溶接部の材料強度の基準強度	325N/mm^2 （上記の数値の 1.1 倍以下までの数値）

（注意）この指定書は、大切に保存しておいてください。

写

認　定　書

国住参建第 368 号
令和 5 年 6 月 14 日

近江鍛工株式会社
代表取締役社長　坂口　康嗣 様

国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
   MSTL－0596

2. 認定をした構造方法等の名称
   鉄骨梁貫通孔補強に用いるリング状鍛鋼品 RF490ots

3. 認定をした構造方法等の内容
   別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

写

指　定　書

国住参建第 368-2 号
令和 5 年 6 月 14 日

近江鍛工株式会社
代表取締役社長　坂口　康嗣 様

国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

　下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号及び第三第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号
   MSTL－0596

2. 認定をした構造方法等の名称
   鉄骨梁貫通孔補強に用いるリング状鍛鋼品 RF490ots

3. 指定する数値

許容応力度の基準強度	325N/mm²
溶接部の許容応力度の基準強度	325N/mm²
材料強度の基準強度	325N/mm² （上記の数値の 1.1 倍以下までの数値）
溶接部の材料強度の基準強度	325N/mm² （上記の数値の 1.1 倍以下までの数値）

（注意）この指定書は、大切に保存しておいてください。

写

認 定 書

国住参建第 369 号
令和 5 年 6 月 14 日

近江鍛工株式会社
代表取締役社長　坂口　康嗣 様

国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
   MSTL－0597

2. 認定をした構造方法等の名称
   鉄骨梁貫通孔補強に用いるリング状鍛鋼品 RF490otn

3. 認定をした構造方法等の内容
   別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

写

指　定　書

国住参建第 369-2 号
令和 5 年 6 月 14 日

近江鍛工株式会社
代表取締役社長　坂口　康嗣 様

国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号及び第三第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号
   MSTL－0597

2. 認定をした構造方法等の名称
   鉄骨梁貫通孔補強に用いるリング状鍛鋼品 RF490otn

3. 指定する数値

許容応力度の基準強度	325N/mm^2
溶接部の許容応力度の基準強度	325N/mm^2
材料強度の基準強度	325N/mm^2 （上記の数値の 1.1 倍以下までの数値）
溶接部の材料強度の基準強度	325N/mm^2 （上記の数値の 1.1 倍以下までの数値）

（注意）この指定書は、大切に保存しておいてください。

写

認　定　書

国住参建第 1413 号
令和 7 年 6 月 10 日

タンレイ工業株式会社
代表取締役社長　髙橋直之 様

国土交通大臣　　中野　洋昌

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
   MSTL－0619

2. 認定をした構造方法等の名称
   鉄骨梁貫通孔補強に用いる鍛造品鋼材 RF490tk

3. 認定をした構造方法等の内容
   別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

写

指　定　書

国住参建第 1413-2 号
令和 7 年 6 月 10 日

タンレイ工業株式会社
代表取締役社長　髙橋直之 様

国土交通大臣　　中野　洋昌

下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号、第二第二号、第三第二号及び第四第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号
   MSTL－0619

2. 認定をした構造方法等の名称
   鉄骨梁貫通孔補強に用いる鍛造品鋼材 RF490tk

3. 指定する数値

許容応力度の基準強度	325N/mm^2
溶接部の許容応力度の基準強度	325N/mm^2
材料強度の基準強度	325N/mm^2 （上記の数値の 1.1 倍以下までの数値）
溶接部の材料強度の基準強度	325N/mm^2 （上記の数値の 1.1 倍以下までの数値）

（注意）この指定書は、大切に保存しておいてください。

写

認　定　書

国住参建第 1554 号
令和 7 年 9 月 11 日

東洋産業株式会社
代表取締役社長　加藤雄二 様

国土交通大臣　　中野　洋昌

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
　MSTL－0626

2. 認定をした構造方法等の名称
　鉄骨梁貫通孔補強に用いる鍛造品鋼材 RF490ts

3. 認定をした構造方法等の内容
　別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

写

指　定　書

国住参建第 1554-2 号
令和 7 年 9 月 11 日

東洋産業株式会社
代表取締役社長　加藤雄二 様

国土交通大臣　　中野　洋昌

下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号、第二第二号、第三第二号及び第四第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号
MSTL－0626

2. 認定をした構造方法等の名称
鉄骨梁貫通孔補強に用いる鍛造品鋼材 RF490ts

3. 指定する数値

許容応力度の基準強度	325N/mm^2
溶接部の許容応力度の基準強度	325N/mm^2
材料強度の基準強度	325N/mm^2 （上記の数値の 1.1 倍以下までの数値）
溶接部の材料強度の基準強度	325N/mm^2 （上記の数値の 1.1 倍以下までの数値）

（注意）この指定書は、大切に保存しておいてください。

写

認　定　書

国住参建第 2252 号
令和 7 年 11 月 12 日

株式会社メタルアート
代表取締役社長　友岡　正明 様

国土交通大臣　　金子　恭之

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
   MSTL－0630

2. 認定をした構造方法等の名称
   鉄骨梁貫通孔補強に用いる鍛造品鋼材 SF490m

3. 認定をした構造方法等の内容
   別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。
令和７年１０月１日より大臣印の押印が廃止されております。

写

指　定　書

国住参建第 2252-2 号
令和 7 年 11 月 12 日

株式会社メタルアート
代表取締役社長　友岡　正明 様

国土交通大臣　　金子　恭之

下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号、第二第二号、第三第二号及び第四第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号
MSTL－0630

2. 認定をした構造方法等の名称
鉄骨梁貫通孔補強に用いる鍛造品鋼材 SF490m

3. 指定する数値

許容応力度の基準強度	325N/mm^2
溶接部の許容応力度の基準強度	325N/mm^2
材料強度の基準強度	325N/mm^2 （上記の数値の 1.1 倍以下までの数値）
溶接部の材料強度の基準強度	325N/mm^2 （上記の数値の 1.1 倍以下までの数値）

（注意）この指定書は、大切に保存しておいてください。
令和 7 年 10 月 1 日より、大臣印の押印が廃止されております。